

公文書等の管理に関する法律案参照条文

(目 次)

|                                                                                |    |
|--------------------------------------------------------------------------------|----|
| ○ 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（抄）                                                      | 1  |
| ○ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（抄）                                                    | 3  |
| ○ 宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）（抄）                                                        | 3  |
| ○ 独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）（抄）                                                   | 4  |
| ○ 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）（抄）                                        | 4  |
| ○ 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四百十号）（抄）                                     | 7  |
| ○ 行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）（抄）                                                     | 11 |
| ○ 情報公開・個人情報保護審査会設置法（平成十五年法律第六十号）（抄）                                            | 12 |
| ○ 国立公文書館法（平成十一年法律第七十九号）（抄）                                                     | 14 |
| ○ 公文書館法（昭和六十二年法律第一百五十五号）（抄）                                                    | 15 |
| ○ 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百一十一号）（抄）                                                    | 16 |
| ○ 独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）（抄）                                    | 16 |
| ○ 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（平成二十一年法律第 号）（抄）                                 | 17 |
| ○ 行政不服審査法案（平成二十一年法律第 号）（抄）                                                     | 17 |
| ○ 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四百十号）（行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案による改正後）（抄） | 27 |
| ○ 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案による改正後）（抄）                   | 29 |
| ○ 消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（平成二十一年法律第 号）（抄）                                  | 30 |
| ○ 消費者庁設置法（平成二十一年法律第 号）（抄）                                                      | 32 |

|                                   |       |    |
|-----------------------------------|-------|----|
| ○ 総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）（抄）         | ..... | 32 |
| ○ 関西国際空港株式会社法（昭和五十九年法律第五十三号）（抄）   | ..... | 33 |
| ○ 日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）（抄） | ..... | 33 |

○ 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（抄）

（所掌事務）

第四条（略）

2 （略）

3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 三十九 （略）

四十 政府の重要な施策に関する広報に関すること。

四十一 世論の調査に関すること。

四十二 公文書館に関する制度に関すること。

四十三 前号に掲げるもののほか、歴史資料として重要な公文書その他の記録（国又は独立行政法人国立公文書館が保管するものに限り、現用のものを除く。）の保存及び利用に関すること（他の機関の所掌に属するものを除く。）。

四十四 六十一

第三十九条 本府には、第四条第三項に規定する所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、試験研究機関、文教研修施設（これらに類する機関及び施設を含む。）及び作業施設を置くことができる。

（設置）

第四十条 本府に、北方対策本部及び金融危機対応会議を置く。

2 第十八条、第三十七条、前条及び前項に定めるもののほか、本府には、特に必要がある場合においては、第四条第三項に規定する所掌事務の範囲内で、法律の定めるところにより、特別の機関を置くことができる。

3 第一項に定めるもののほか、別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる特別の機関で本府に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄の法律（これらに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

食育推進会議

食育基本法

|              |                          |
|--------------|--------------------------|
| 少子化社会対策会議    | 少子化社会対策基本法               |
| 高齢社会対策会議     | 高齢社会対策基本法                |
| 中央交通安全対策会議   | 交通安全対策基本法                |
| 犯罪被害者等施策推進会議 | 犯罪被害者等基本法                |
| 自殺総合対策会議     | 自殺対策基本法                  |
| 消費者政策会議      | 消費者基本法                   |
| 国際平和協力本部     | 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律  |
| 日本学術会議       | 日本学術会議法（昭和二十三年法律第二百一十一号） |
| 官民人材交流センター   | 国家公務員法                   |

（設置）

第四十九条 内閣府には、その外局として、委員会及び庁を置くことができる。

2 法律で国務大臣をもってその長に充てることと定められている前項の委員会には、特に必要がある場合においては、委員会又は庁を置くことができる。

3 （略）

（施設等機関）

第五十五条 委員会及び庁には、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、試験研究機関、文教研修施設（これらに類する機関及び施設を含む。）及び作業施設を置くことができる。

（特別の機関）

第五十六条 委員会及び庁には、特に必要がある場合においては、前二条に規定するもののほか、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律の定めるところにより、特別の機関を置くことができる。

○ 国家行政組織法（昭和二十二年法律第二百十号）（抄）

（行政機関の設置、廃止、任務及び所掌事務）

第三条（略）

2 行政組織のため置かれる国の行政機関は、省、委員会及び庁とし、その設置及び廃止は、別に法律の定めるところによる。

（施設等機関）

第八条の二 第三条の国の行政機関には、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、試験研究機関、検査検定機関、文教研修施設（これらに類する機関及び施設を含む。）、医療更生施設、矯正収容施設及び作業施設を置くことができる。

（特別の機関）

第八条の三 第三条の国の行政機関には、特に必要がある場合においては、前二条に規定するもののほか、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律の定めるところにより、特別の機関を置くことができる。

○ 宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）（抄）

第十六条（略）

2 宮内庁には、その所掌事務の範囲内で、政令の定めるところにより、文教研修施設（これに類する施設を含む。）及び作業施設を置くことができる。

第十八条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第五十六条及び第五十七条の規定は宮内庁について、同法第五十八条第四項の規定は長官について準用する。

2（略）

○ 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「独立行政法人」とは、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であつて、国が自ら主体となつて直接に実施する必要のないものうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律及び個別法の定めるところにより設立される法人をいう。

2 （略）

○ 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）（抄）

（定義）

第二条 （略）

2 この法律において「行政文書」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

一 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

二 政令で定める公文書館その他の機関において、政令で定めるところにより、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

（行政文書の開示義務）

第五条 行政機関の長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

一 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四百十号）以下「独立行政法人等情報公開法」という。）第二条第一項に規定する独立行政法人等（以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

二 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 行政機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

三 公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

四 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

五 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

六 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ホ 国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

#### (行政文書の管理)

第二十二条 行政機関の長は、この法律の適正かつ円滑な運用に資するため、行政文書を適正に管理するものとする。

2 行政機関の長は、政令で定めるところにより行政文書の管理に関する定めを設けるとともに、これを一般の閲覧に供しなければならない。

3 前項の政令においては、行政文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の行政文書の管理に関する必要な事項について定めるものとする。

#### (開示請求をしようとする者に対する情報の提供等)

第二十三条 行政機関の長は、開示請求をしようとする者が容易かつ的確に開示請求をすることができるよう、当該行政機関が保有する行政文書の特定に資する情報の提供その他開示請求をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

2 総務大臣は、この法律の円滑な運用を確保するため、開示請求に関する総合的な案内所を整備するものとする。

（施行の状況の公表）

第二十四条 総務大臣は、行政機関の長に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる。

2 総務大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

（行政機関の保有する情報の提供に関する施策の充実）

第二十五条 政府は、その保有する情報の公開の総合的な推進を図るため、行政機関の保有する情報が適時に、かつ、適切な方法で国民に明らかにされるよう、行政機関の保有する情報の提供に関する施策の充実に努めるものとする。

（地方公共団体の情報公開）

第二十六条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する情報の公開に関し必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

（政令への委任）

第二十七条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

○ 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）（抄）

（定義）

第二条 （略）

2 この法律において「法人文書」とは、独立行政法人等の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該独立行政法人等の役員又は職員が組織的に用いるものとして、当該独立行政法人等が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

一 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

二 政令で定める公文書館その他の施設において、政令で定めるところにより、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

三 別表第二の上欄に掲げる独立行政法人等が保有している文書、図画及び電磁的記録であつて、政令で定めるところにより、専ら同表下欄に掲げる業務に係るものとして、同欄に掲げる業務以外の業務に係るものと区分されるもの

(法人文書の開示義務)

第五条 独立行政法人等は、開示請求があつたときは、開示請求に係る法人文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該法人文書を開示しなければならない。

一 一個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

二 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 独立行政法人等の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

三 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

四 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

ロ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ヘ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ト 国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

#### （諮問をした旨の通知）

第十九条 前条第二項の規定により諮問をした独立行政法人等は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

一 異議申立人及び参加人

二 開示請求者（開示請求者が異議申立人又は参加人である場合を除く。）

三 当該異議申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が異議申立人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの異議申立てを棄却する場合等における手続）

第二十条 第十四条第三項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定をする場合について準用する。

一 開示決定に対する第三者からの異議申立てを却下し、又は棄却する決定

二 異議申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る法人文書を開示する旨の決定（第三者である参加人が当該法人文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

（法人文書の管理）

第二十三条 独立行政法人等は、この法律の適正かつ円滑な運用に資するため、法人文書を適正に管理するものとする。

2 独立行政法人等は、行政機関情報公開法第二十二条第二項の規定に基づく政令の規定を参酌して法人文書の管理に関する定めを設けるとともに、これを一般の閲覧に供しなければならない。

（開示請求をしようとする者に対する情報の提供等）

第二十四条 独立行政法人等は、開示請求をしようとする者が容易かつ的確に開示請求をすることができるよう、当該独立行政法人等が保有する法人文書の特定に資する情報の提供その他開示請求をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

2 総務大臣は、この法律の円滑な運用を確保するため、開示請求に関する総合的な案内所を整備するものとする。

（施行の状況の公表）

第二十五条 総務大臣は、独立行政法人等に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる。

2 総務大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

（政令への委任）

第二十六条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

○ 行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）（抄）

（処分についての不服申立てに関する一般概括主義）

第四条 行政庁の処分（この法律に基づく処分を除く。）に不服がある者は、次条及び第六条の定めるところにより、審査請求又は異議申立てをすることができる。ただし、次の各号に掲げる処分及び他の法律に審査請求又は異議申立てをすることができない旨の定めがある処分については、この限りでない。

- 一 国会の両院若しくは一院又は議会の議決によつて行われる処分
- 二 裁判所若しくは裁判官の裁判により又は裁判の執行として行われる処分
- 三 国会の両院若しくは一院若しくは議会の議決を経て、又はこれらの同意若しくは承認を得た上で行われるべきものとされている処分
- 四 検査官会議で決すべきものとされている処分
- 五 当事者間の法律関係を確認し、又は形成する処分で、法令の規定により当該処分に関する訴えにおいてその法律関係の当事者の一方を被告とすべきものと定められているもの
- 六 刑事事件に関する法令に基づき、検察官、検察事務官又は司法警察職員が行う処分
- 七 国税又は地方税の犯則事件に関する法令（他の法令において準用する場合を含む。）に基づき、国税庁長官、国税局長、税務署長、収税官吏、税関長、税関職員又は徴税吏員（他の法令の規定に基づき、これらの職員の職務を行う者を含む。）が行う処分
- 八 学校、講習所、訓練所又は研修所において、教育、講習、訓練又は研修の目的を達成するために、学生、生徒、児童若しくは幼児若しくはこれらの保護者、講習生、訓練生又は研修生に対して行われる処分
- 九 刑務所、少年刑務所、拘留所、留置施設、海上保安留置施設、少年院、少年鑑別所又は婦人補導院において、収容の目的を達成するために、これらの施設に収容されている者に対して行われる処分
- 十 外国人の出入国又は帰化に関する処分
- 十一 専ら人の学識技能に関する試験又は検定の結果についての処分

2  
（略）

(処分についての異議申立て)

第六条 行政庁の処分についての異議申立ては、次の場合に行うことができる。ただし、第一号又は第二号の場合において、当該処分について審査請求をすることができるときは、法律に特別の定めがある場合を除くほか、行うことができない。

一 処分庁に上級行政庁がないとき。

二 処分庁が主任の大臣又は宮内庁長官若しくは外局若しくはこれに置かれる庁の長であるとき。

三 前二号に該当しない場合であつて、法律に異議申立てを行うことができる旨の定めがあるとき。

(不作為についての不服申立て)

第七条 行政庁の不作為については、当該不作為に係る処分その他の行為を申請した者は、異議申立て又は当該不作為庁の直近上級行政庁に対する審査請求のいずれかを行うことができる。ただし、不作為庁が主任の大臣又は宮内庁長官若しくは外局若しくはこれに置かれる庁の長であるときは、異議申立てのみを行うことができる。

## ○ 情報公開・個人情報保護審査会設置法（平成十五年法律第六十号）（抄）

(審査会の調査権限)

第九条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、行政文書等又は保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書等又は保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあつたときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、行政文書等に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第一項及び前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問庁（以下「不服申立人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査を行うこ

とができる。

（意見の陳述）

第十条 審査会は、不服申立人等から申立てがあつたときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、不服申立人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

（意見書等の提出）

第十一条 不服申立人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（委員による調査手続）

第十二条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第九条第一項の規定により提示された行政文書等又は保有個人情報閲覧させ、同条第四項の規定による調査をさせ、又は第十条第一項本文の規定による不服申立人等の意見の陳述を聴かせることができる。

（提出資料の閲覧）

第十三条 不服申立人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

（調査審議手続の非公開）

第十四条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

（不服申立ての制限）

第十五条 この法律の規定により審査会又は委員がした処分については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立てをすることができない。

（答申書の送付等）

第十六条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

○ 国立公文書館法（平成十一年法律第七十九号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、公文書館法（昭和六十二年法律第十五号）の精神にのっとり、独立行政法人国立公文書館の名称、目的、業務の範囲、国の機関の保管に係る公文書等の保存のために必要な措置等を定めることにより、独立行政法人国立公文書館又は国の機関の保管に係る歴史資料として重要な公文書等の適切な保存及び利用に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「公文書等」とは、公文書その他の記録（国の機関において現用のものを除く。）をいう。

（国立公文書館の目的）

第四条 独立行政法人国立公文書館（以下「国立公文書館」という。）は、第十五条第四項の規定により移管を受けた歴史資料として重要な公文書等を保存し、及び一般の利用に供すること等の事業を行うことにより、国立公文書館又は国の機関の保管に係る歴史資料として重要な公文書等の適切な保存及び利用を図ることを目的とする。

（資本金）

第七条 国立公文書館の資本金は、国立公文書館法の一部を改正する法律（平成十一年法律第六十一号）附則第五条第二項の規定により政府から出資があつたものとされた金額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、国立公文書館に追加して出資することができる。

3 国立公文書館は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

（業務の範囲）

第十一条 国立公文書館は、第四条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 第十五条第四項の規定により移管を受けた歴史資料として重要な公文書等を保存し、及び一般の利用に供すること。

二 国立公文書館又は国の機関の保管に係る歴史資料として重要な公文書等（次号から第五号までにおいて「歴史資料として重要な公文書等」という。）の保存及び利用に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。

三 歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関する専門的技術的な助言を行うこと。

四 歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関する調査研究を行うこと。

五 歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関する研修を行うこと。

六 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 国立公文書館は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、内閣総理大臣からの委託を受けて、公文書館法第七条に規定する技術上の指導又は助言を行うことができる。

### 第三章 国の機関の保管に係る公文書等の保存のために必要な措置

第十五条 国の機関は、内閣総理大臣と当該国の機関とが協議して定めるところにより、当該国の機関の保管に係る歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置を講ずるものとする。

2 内閣総理大臣は、前項の協議による定めに基づき、歴史資料として重要な公文書等について、国立公文書館において保存する必要があると認めるときは、当該公文書等を保存する国の機関との合意により、その移管を受けることができる。

3 前項の場合において、必要があると認めるときは、内閣総理大臣は、あらかじめ、国立公文書館の意見を聴くことができる。

4 内閣総理大臣は、第二項の規定により移管を受けた公文書等を国立公文書館に移管するものとする。

### 第四章 国立公文書館における公文書等の利用

第十六条 国立公文書館において保存する公文書等は、一般の利用に供するものとする。ただし、個人の秘密の保持その他の合理的な理由により一般の利用に供することが適当でない公文書等については、この限りでない。

## ○ 公文書館法（昭和六十二年法律第百十五号）（抄）

### （技術上の指導等）

第七条 内閣総理大臣は、地方公共団体に対し、その求めに応じて、公文書館の運営に関し、技術上の指導又は助言を行うことができる。

○ 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百一十一号）（抄）

第五十三条の二 訴訟に関する書類及び押収物については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）及び独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四百十号）の規定は、適用しない。

② 訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第四章及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第四章の規定は、適用しない。

○ 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）（抄）

（定義）

第二条 （略）

2 （略）

3 この法律において「保有個人情報」とは、独立行政法人等の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該独立行政法人等の役員又は職員が組織的に利用するものとして、当該独立行政法人等が保有しているものをいう。ただし、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四百十号）第二条第二項に規定する法人文書（同項第三号に掲げるものを含む。以下単に「法人文書」という。）に記録されているものに限る。

○ 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十一年法律第 号）（抄）

#### 第四章 内閣府関係

##### 第一節 本府関係

第三条～第七条（略）

#### 附 則

##### （施行期日）

第一条 この法律は、行政不服審査法（平成二十年法律第 号）の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第百八十条の規定は、この法律の公布の日又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

○ 行政不服審査法（平成二十一年法律第 号）（抄）

#### 第一章 総 則

第一条（略）

##### （処分についての審査請求）

第二条 行政庁の処分不服がある者は、第四条及び第五条の定めるところにより、審査請求をすることができる。

##### （不作為についての審査請求）

第三条 法令に基づき行政庁に対して処分についての申請をした者は、当該申請から相当の期間が経過したにもかかわらず、行政庁の不作為（法令に基づく申請に対して何らの処分をもしないことをいう。以下同じ。）がある場合には、次条の定めるところにより、当該不作為についての審査請求をすることができる。

(審査請求)

第四条 審査請求は、法律（条例に基づく処分については、条例）に特別の定めがある場合を除くほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める行政庁に対してするものとする。

- 一 処分庁等（処分をした行政庁（以下「処分庁」という。）又は不作為に係る行政庁（以下「不作為庁」という。）をいう。以下同じ。）に上級行政庁がない場合又は処分庁等が主任の大臣若しくは宮内庁長官若しくは内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項若しくは第二項若しくは国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第三条第二項に規定する庁の長である場合 当該処分庁等
- 二 主任の大臣が処分庁等の上級行政庁である場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該主任の大臣
- 三 宮内庁長官又は内閣府設置法第四十九条第一項若しくは第二項若しくは国家行政組織法第三条第二項に規定する庁の長が処分庁等の上級行政庁である場合 宮内庁長官又は当該庁の長
- 四 前三号に掲げる場合以外の場合 当該処分庁等の最上級行政庁

第五条（第七条）（略）

第二章 審査請求

第一節 審査庁及び審理関係人

(審理員)

第八条 第四条又は他の法律の規定により審査請求がされた行政庁（第十三条の規定により引継ぎを受けた行政庁を含む。以下「審査庁」という。）は、審査庁に所属する職員（第十六条に規定する名簿を作成した場合にあつては、当該名簿に記載されている者）のうちから第三節に規定する審理手続（この節に規定する手続を含む。）を行う者を指名するとともに、その旨を審査請求人及び処分庁等（審査庁以外の処分庁等に限る。）に通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに掲げる機関が審査庁である場合若しくは条例に基づく処分について条例に特別の定めがある場合又は第二十三条の規定により当該審査請求を却下する場合は、この限りでない。

- 一 内閣府設置法第四十九条第一項若しくは第二項又は国家行政組織法第三条第二項に規定する委員会
- 二 内閣府設置法第三十七条若しくは第五十四条又は国家行政組織法第八条に規定する機関
- 三 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第三百十八条の四第一項に規定する委員会若しくは委員又は同条第三項に規定する機関

2 審査庁が前項の規定により指名する者は、次に掲げる者以外の者でなければならない。

一 審査請求に係る処分若しくは当該処分に係る再調査の請求についての決定に関与した者又は審査請求に係る不作為に係る処分に関与し、若しくは関与することとなる者

二 審査請求人

三 審査請求人の配偶者、四親等内の親族又は同居の親族

四 前号に掲げる者であつた者

五 審査請求人の代理人又は後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人若しくは補助監督人

六 第十二条第一項に規定する利害関係人

3 審査庁が第一項各号に掲げる機関である場合又は条例に基づく処分について条例に特別の定めがある場合においては、別表第一の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとし、第十六条、第三十九条、第四十一条及び第四十九条第二項の規定は、適用しない。

（法人でない社団又は財団の審査請求）

第九条 （略）

（総代）

第十条 （略）

2 共同審査請求人が総代を互選しない場合において、必要があると認めるときは、第八条第一項の規定により指名された者（以下「審理員」という。）は、総代の互選を命ずることができる。

3～6 （略）

（代理人による審査請求）

第十一条 （略）

（参加人）

第十二条 利害関係人（審査請求人以外の者であつて審査請求に係る処分又は不作為に係る処分の根拠となる法令に照らし当該処分につき利害関係を有するものと認められる者をいう。以下同じ。）は、審理員の許可を得て、当該審査請求に参加することができる。

2 審理員は、必要があると認める場合には、利害関係人に対し、当該審査請求に参加することを求めることができる。

3及び4 (略)

第十三条～第十五条 (略)

(審理員となるべき者の名簿)

第十六条 審査庁となるべき行政庁は、審理員となるべき者の名簿を作成するよう努めるとともに、これを作成したときは、当該審査庁となるべき行政庁及び関係処分庁の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。

第二節 審査請求の手續

第十七条～第二十二条 (略)

(審理員による審理手續を経ないでする却下裁決)

第二十三条 前条の場合において、審査請求人が同条の期間内に不備を補正しないときは、審査庁は、次節に規定する審理員による審理手續を経ないで、第四十四条第一項又は第四十八条第一項の規定に基づき、裁決で、当該審査請求を却下することができる。

2 審査請求が不適法であつて補正することができないことが明らかとなるときも、前項と同様とする。

(執行停止)

第二十四条 (略)

2～6 (略)

7 執行停止の申立てがあつたとき、又は審理員から第三十九条に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたときは、審査庁は、速やかに、執行停止をするかどうかを決定しなければならない。

第二十五条及び第二十六条 (略)

第三節 審理員による審理手續

(審理手續の計画的進行)

第二十七条 審査請求人、参加人及び処分庁等（以下「審理関係人」という。）並びに審理員は、簡易迅速かつ公正な審理の実現のため、審理において、相互に協力するとともに、審理手續の計画的な進行を図らなければならない。

(弁明書の提出)

第二十八条 審理員は、審査庁から指名されたときは、直ちに、審査請求書又は審査請求録取書の写しを処分庁等に送付しなければならない。ただ

し、処分庁等が審査庁である場合には、この限りでない。

2 審理員は、相当の期間を定めて、処分庁等に対し、弁明書の提出を求めるものとする。

3 処分庁等は、前項の弁明書に、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載しなければならない。

一 処分についての審査請求に対する弁明書処分の内容及び理由

二 不作為についての審査請求に対する弁明書処分をしていない理由並びに予定される処分の時期、内容及び理由

4 処分庁が次に掲げる書面を所持する場合には、前項第一号に掲げる弁明書にこれを添付するものとする。

一 行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二十四条第一項の調書及び同条第三項の報告書

二 行政手続法第二十九条第一項に規定する弁明書

5 審理員は、処分庁等から弁明書の提出があつたときは、これを審査請求人及び参加人に送付しなければならない。

（反論書等の提出）

第二十九条 審査請求人は、前条第五項の規定により送付された弁明書に記載された事項に対する反論を記載した書面（以下「反論書」という。）を提出することができる。この場合において、審理員が、反論書を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

2 参加人は、審査請求に係る事件に関する意見を記載した書面（第三十九条を除き、以下「意見書」という。）を提出することができる。この場合において、審理員が、意見書を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

3 審理員は、審査請求人から反論書の提出があつたときはこれを参加人及び処分庁等に、参加人から意見書の提出があつたときはこれを審査請求人及び処分庁等に、それぞれ送付しなければならない。

（口頭意見陳述）

第三十条 審査請求人又は参加人の申立てがあつた場合には、審理員は、当該申立てをした者（以下この条及び第四十条第二項第二号において「申立人」という。）に口頭で審査請求に係る事件に関する意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、当該申立人の所在その他の事由により当該意見を述べる機会を与えることが困難であると認められる場合には、この限りでない。

2 前項本文の規定による意見の陳述（以下「口頭意見陳述」という。）は、審理員が期日及び場所を指定し、すべての審理関係人を招集して行わせるものとする。

3 口頭意見陳述において、申立人は、審理員の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

4 口頭意見陳述において、審理員は、申立人のする陳述が事件に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができる。

5 口頭意見陳述に際し、申立人は、審理員の許可を得て、審査請求に係る事件に関し、処分庁等に対して、質問を発することができる。

(証拠書類等の提出)

第三十一条 審査請求人又は参加人は、証拠書類又は証拠物を提出することができる。

2 処分庁等は、当該処分の理由となる事実を証する書類その他の物件を提出することができる。

3 前二項の場合において、審理員が、証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(物件の提出要求)

第三十二条 審理員は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、書類その他の物件の所持人に対し、相当の期間を定めて、その物件の提出を求めることができる。この場合において、審理員は、その提出された物件を留め置くことができる。

(参考人の陳述及び鑑定の要求)

第三十三条 審理員は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、適当と認める者に、参考人としてその知っている事実の陳述を求め、又は鑑定を求めることができる。

(検証)

第三十四条 審理員は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、必要な場所につき、検証をすることができる。

2 審理員は、審査請求人又は参加人の申立てにより前項の検証をしようとするときは、あらかじめ、その日時及び場所を当該申立てをした者に通知し、これに立ち会う機会を与えなければならない。

(審理関係人への質問)

第三十五条 審理員は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、審査請求に係る事件に関し、審理関係人に質問することができる。

(審理手続の計画的遂行)

第三十六条 審理員は、審査請求に係る事件について、審理すべき事項が多数であり又は錯そうしているなど事件が複雑であることその他の事情に

より、迅速かつ公正な審理を行うため、第三十条から前条までに定める審理手続を計画的に遂行する必要があると認める場合には、期日及び場所を指定して、審理関係人を招集し、あらかじめ、これらの審理手続の申立てに関する意見の聴取を行うことができる。

2 審理員は、審理関係人が遠隔の地に居住している場合その他相当と認める場合には、政令で定めるところにより、審理員及び審理関係人が音声の送受信により通話をすることができする方法によつて、第三十条から前条までに定める審理手続の申立てに関する意見の聴取を行うことができる。

3 審理員は、前二項の規定による意見の聴取を行ったときは、遅滞なく、第三十条から前条までに定める審理手続の期日及び場所並びに第四十条第一項の規定による審理手続の終結の予定時期を決定し、これらを審理関係人に通知するものとする。当該予定時期を変更したときも、同様とする。

（審査請求人等による物件の閲覧）

第三十七条 審査請求人又は参加人は、第四十条第一項又は第二項の規定により審理手続が終結するまでの間、審理員に対し、第二十八条第四項各号に掲げる書面又は第三十一条第一項若しくは第二項若しくは第三十二条の規定により提出された書類その他の物件の閲覧を求めることができる。この場合において、審理員は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

2 審理員は、前項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

（手続の併合又は分離）

第三十八条 審理員は、必要があると認める場合には、数個の審査請求を併合し、又は併合された数個の審査請求を分離することができる。

（審理員による執行停止の意見書の提出）

第三十九条 審理員は、必要があると認める場合には、審査庁に対し、執行停止をすべき旨の意見書を提出することができる。

（審理手続の終結）

第四十条 審理員は、必要な審理を終えたとき、審理手続を終結するものとする。

2 前項に定めるもののほか、審理員は、次の各号のいずれかに該当するときは、審理手続を終結することができる。

一 次のイからホまでに掲げる規定の相当の期間内に、当該イからホまでに定める物件が提出されない場合において、更に一定の期間を示して、当該物件の提出を求めたにもかかわらず、当該提出期間内に当該物件が提出されなかったとき。

イ 第二十八条第二項弁明書

ロ 第二十九条第一項後段反論書

ハ 第二十九条第二項後段意見書

ニ 第三十一条第三項証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件

ホ 第三十二条前段書類その他の物件

二 申立人が、正当な理由なく、口頭意見陳述に出頭しないとき。

3 審理員が前二項の規定により審理手続を終結したときは、速やかに、審理関係人に対し、審理手続を終結した旨並びに次条第一項に規定する審理員意見書及び事件記録（審査請求書、弁明書その他の審査請求に係る事件に関する書類その他の物件のうち政令で定めるものをいう。次条第二項及び第四十二条第二項において同じ。）を審査庁に提出する予定時期を通知するものとする。当該予定時期を変更したときも、同様とする。

（審理員意見書）

第四十一条 審理員は、審理手続を終結したときは、遅滞なく、審査庁がすべき裁決に関する意見書（以下「審理員意見書」という。）を作成しなければならない。

2 審理員は、審理員意見書を作成したときは、速やかに、これを事件記録とともに、審査庁に提出しなければならない。

#### 第四節 行政不服審査会等への諮問等

第四十二条 審査庁は、審理員意見書の提出を受けたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審査庁が主任の大臣又は宮内庁長官若しくは内閣府設置法第四十九条第一項若しくは第二項若しくは国家行政組織法第三条第二項に規定する庁の長である場合にあつては行政不服審査会に、審査庁が地方公共団体（都道府県、市町村及び特別区並びに地方公共団体の組合に限る。以下この条及び第七十三条において同じ。）の長である場合にあつては第七十三条第一項に規定する機関に、それぞれ諮問しなければならない。

一 審査請求に係る処分をしようとするときに他の法律（条例に基づく処分については、条例）に第八条第一項各号に掲げる機関若しくは地方公共団体の議会又はこれらの機関に類するものとして政令で定めるもの（以下「審議会等」という。）の議を経るべき旨又は経ることができる旨の定めがあり、かつ、当該議を経て当該処分が行われた場合

二 裁決をしようとするときに他の法律（条例に基づく処分については、条例）に第八条第一項各号に掲げる機関若しくは地方公共団体の議会又はこれらの機関に類するものとして政令で定めるものの議を経るべき旨又は経ることができる旨の定めがあり、かつ、当該議を経て裁決をしよ

うとする場合

三 第四項の規定により審議会等の議を経て裁決をしようとする場合

四 審査請求が、行政不服審査会又は第七十三条第一項に規定する機関（以下「行政不服審査会等」という。）によって、国民の権利利益及び行政の運営に対する影響の程度その他当該事件の性質を勘案して、諮問を要しないものと認められたものである場合

五 審査請求が不適法であり、却下する場合

六 第四十五条第一項の規定により審査請求に係る処分（法令に基づく申請を却下し、又は棄却する処分及び事実行為を除く。）の全部を取り消し、又は第四十六条第一号若しくは第二号の規定により審査請求に係る事実行為の全部を撤廃すべき旨を命じ、若しくは撤廃することとする場合（当該処分の全部を取り消すこと若しくは当該事実行為の全部を撤廃すべき旨を命じ、若しくは撤廃することについて反対する旨の意見書が提出されている場合又は口頭意見陳述においてその旨の意見が述べられている場合を除く。）

七 第四十五条第二項各号又は第四十八条第三項各号に定める措置（法令に基づく申請の全部を認容すべき旨を命じ、又は認容するものに限る。）をとることとする場合（当該申請の全部を認容することについて反対する旨の意見書が提出されている場合又は口頭意見陳述においてその旨の意見が述べられている場合を除く。）

2 前項の規定による諮問は、審理員意見書及び事件記録の写しを添えてしなければならない。

3 第一項の規定により諮問をした審査庁は、審理関係人（処分庁等が審査庁である場合にあっては、審査請求人及び参加人）に対し、当該諮問をした旨を通知するとともに、審理員意見書の写しを送付しなければならない。

4 審査請求に係る不作為に係る処分に関し、第一項第一号に規定する議を経るべき旨の定めがある場合において、審査庁が第四十八条第三項各号に定める措置をとるために必要があると認めるときは、審査庁は、当該定めに係る審議会等の議を経ることができる。

5 前項に規定する定めがある場合のほか、審査請求に係る不作為に係る処分に関し、他の法令に関係行政機関との協議の実施その他の手続をとるべき旨の定めがある場合において、審査庁が第四十八条第三項各号に定める措置をとるために必要があると認めるときは、審査庁は、当該手続をとることができる。

## 第五節 裁決

### （裁決の時期）

第四十三条 審査庁は、行政不服審査会等から諮問に対する答申を受けたとき（前条第一項の規定による諮問を要しない場合（同項第二号又は第三

号に該当する場合を除く。）にあつては審理員意見書が提出されたとき、同項第二号又は第三号に該当する場合にあつては同項第二号又は第三号に規定する議を経たとき）は、遅滞なく、裁決をしなければならない

#### 第四十四条～第四十八条（略）

##### （裁決の方式）

第四十九条 裁決は、次に掲げる事項を記載し、審査庁が記名押印した裁決書により行わなければならない。

##### 一～三（略）

四 理由（第一号の主文が審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等の答申書と異なる内容である場合には、異なることとなつた理由を含む。）

2 第四十二条第一項の規定による行政不服審査会等への諮問を要しない場合には、前項の裁決書には、審理員意見書を添付しなければならない。  
第五十条～第五十二条（略）

#### 第四章 行政不服審査会等

##### 第一節 行政不服審査会

##### 第二款 審査会の調査審議の手續

##### （審査会の調査権限）

第六十六条 審査会は、必要があると認める場合には、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は第四十二条第一項の規定により審査会に諮問をした審査庁（以下この款において「審査関係人」という。）にその主張を記載した書面（以下この款において「主張書面」という。）又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

##### （意見の陳述）

第六十七条 審査会は、審査関係人から申立てがあつた場合には、当該審査関係人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認める場合には、この限りでない。

2 前項本文の場合において、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

##### （主張書面等の提出）

第六十八条 審査関係人は、審査会に対し、主張書面又は資料を提出することができる。この場合において、審査会が、主張書面又は資料を提出す

べき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手続)

第六十九条 審査会は、必要があると認める場合には、その指名する会長又は委員に、第六十六条の規定による調査をさせ、又は第六十七条第一項本文の規定による審査関係人の意見の陳述を聴かせることができる。

(提出資料の閲覧)

第七十条 審査関係人は、審査会に対し、審査会に提出された主張書面又は資料の閲覧を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(答申書の送付等)

第七十一条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

第三款 雑則 (略)

○ 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四百十号）（抄）

※ 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案による改正後

(審査会への諮問)

第十九条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があったときは、独立行政法人等は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、行政不服審査会（第二十条の二において「審査会」という。）に諮問しなければならない。

一 及び二 (略)

2 前項の規定により諮問をした独立行政法人等（第二十条の二第一項から第三項までにおいて「諮問庁」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

一 審査請求人及び参加人

二 開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

三 当該審査請求に係る法人文書の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）  
（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第二十条 第十四条第三項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

一 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

二 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る法人文書の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る法人文書を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該法人文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

（審査会の調査審議の手続）

第二十条の二 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、審査請求に係る法人文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された法人文書の開示を求めることができない。

2 諮問庁は、審査会から前項前段の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、審査請求に係る法人文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

5 前各項の規定及び次項において読み替えて準用する行政不服審査法第四章第一節第二款の規定により審査会又は会長若しくは委員がした処分については、審査請求をすることができない。

6 （略）

○ 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（抄）

※ 消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案による改正後

（所掌事務）

第四条 内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）をつかさどる。

一 一十七 （略）

2 （略）

3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 一三十九 （略）

四十 公文書館に関する制度に関すること。

四十一 前号に掲げるもののほか、歴史資料として重要な公文書その他の記録（国又は独立行政法人国立公文書館が保管するものに限り、現用のものを除く。）の保存及び利用に関すること（他の機関の所掌に属するものを除く。）。

四十二 一六十二 （略）

（設置）

第三十七条 本府には、第四条第三項に規定する所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、重要事項に関する調査審議、不服審査その他学識経験を有する者等の合議により処理することが適当な事務をつかさどらせるための合議制の機関（次項において「審議会等」という。）を置くことができる。

2 別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる審議会等で本府に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる法律（これらに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

|                |                               |
|----------------|-------------------------------|
| 民間資金等活用事業推進委員会 | 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律 |
| 官民競争入札等監理委員会   | 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律       |

|                |                                                           |
|----------------|-----------------------------------------------------------|
| 食品安全委員会        | 食品安全基本法                                                   |
| 独立行政法人評価委員会    | 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）                                    |
| 中央障害者施策推進協議会   | 障害者基本法                                                    |
| 原子力委員会         | 原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）及び原子力委員会及び原子力安全委員会設置法（昭和三十年法律第百八十八号） |
| 原子力安全委員会       |                                                           |
| 地方制度調査会        | 地方制度調査会設置法（昭和二十七年法律第三百十号）                                 |
| 選挙制度審議会        | 選挙制度審議会設置法（昭和三十六年法律第百十九号）                                 |
| 衆議院議員選挙区画定審議会  | 衆議院議員選挙区画定審議会設置法（平成六年法律第三号）                               |
| 国会等移転審議会       | 国会等の移転に関する法律                                              |
| 統計委員会          | 統計法（平成十九年法律第五十三号）                                         |
| 情報公開・個人情報保護審査会 | 情報公開・個人情報保護審査会設置法                                         |
| 公益認定等委員会       | 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）                    |
| 再就職等監視委員会      | 国家公務員法                                                    |

○ 消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十一年法律第 号）

（内閣府設置法の一部改正）

第二条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「消費生活及び」を削り、「に關係する施策を中心とした国民生活の安定及び向上」を「の促進」に改め、「機能の確保」の下に「、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けた施策の推進」を加える。

第四条第一項第十六号中「確保」の下に「その他消費者の利益の擁護及び増進」を加え、「ための」を「上で必要な」に改め、同条第二項中「自殺対策」を「並びに自殺対策」に改め、「並びに消費者の利益の擁護及び増進」を削り、同条第三項第二十七号の二中「第二十一条第一項に規定する基本的事項の策定、同法」及び「並びに食品の安全性の確保に関する関係者相互間の情報及び意見の交換に関する関係行政機関の事務の調整」を削り、同項第三十五号中「こと」の下に「（消費者庁の所掌に属するものを除く。）」を加え、同項第三十六号及び第三十七号を削り、同項第三十八号を同項第三十六号とし、同項第三十八号の二を削り、同項第三十九号を同項第三十七号とし、同項第四十号から第四十三号までを二号ずつ繰り上げ、同項第四十三号の二を同項第四十二号とし、同項第四十四号を同項第四十三号とし、同項第四十五号を同項第四十四号とし、同項第四十六号を同項第四十五号とし、同項第四十六号の二を同項第四十六号とし、同項第四十六号の三を同項第四十六号の二とし、同項第六十一号を同項第六十二号とし、同項第六十号の次に次の一号を加える。

六十一 消費者庁設置法（平成二十年法律第号）第四条に規定する事務

第十一条の次に次の一条を加える。

第十一条の二 第四条第一項第十六号並びに第三項第二十七号の二及び第六十一号に掲げる事務については、第九条第一項の規定により特命担当大臣を置き、当該事務を掌理させるものとする。

第十五条第二項及び第十六条第二項中「及び金融庁」を「金融庁及び消費者庁」に改める。

第三十七条第一項を削り、同条第二項中「前項に定めるもののほか、」を削り、同項を同条第一項とし、同条第三項中「第一項に定めるもののほか、」を削り、同項を同条第二項とする。

第三十八条を次のように改める。

第三十八条 削除

第四十四条第二項第四号中「経済産業大臣」の下に「（消費者庁の所掌に属する事務については、消費者庁長官とする。）」を加える。

第六十四条の表に次のように加える。

消費者庁

消費者庁設置法

第六十六条中「九十八」を「九十七」に改める。

第六十八条第一項中「第三十七条第二項」を「第三十七条第一項」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、消費者庁設置法（平成二十年法律第号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 三 （略）

○ 消費者庁設置法（平成二十一年法律第 号）

#### 附 則

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

○ 総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）（抄）

(管区行政評価局等)

第二十五条 （略）

2 総務大臣は、前項に定める事務のほか、管区行政評価局及び沖縄行政評価事務所に、総務省の所掌事務のうち、第四条第九号から第十五号まで、第八十一号から第八十四号まで及び第八十六号に掲げる事務（同号に掲げる事務にあつては、統計技術の研究に関するものを除く。）に関する調査並びに資料の収集及び整理に関する事務並びに次に掲げる案内所に関する事務を分掌させることができる。

一 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第二十三条第二項の案内所

二 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四百十号）第二十四条第二項の案内所

三 四 （略）

○ 関西国際空港株式会社法（昭和五十九年法律第五十三号）（抄）

（事業の範囲）

第六条 会社は、その目的を達成するため、次の事業を営むものとする。

- 一 関西国際空港の設置及び管理
- 二 関西国際空港における航空機の離陸又は着陸の安全を確保するために必要な航空法第二条第五項に規定する航空保安施設の設置及び管理
- 三 関西国際空港の機能を確保するために必要な航空旅客及び航空貨物の取扱施設、航空機給油施設その他の政令で定める施設並びにこれらの施設以外の施設で、関西国際空港を利用する者の利便に資するために当該空港の敷地内に建設することが適当であると認められる事務所、店舗その他の政令で定めるものの建設及び管理
- 四 関西国際空港と最寄りの陸岸との間の連絡橋その他これに類する施設の建設及び管理
- 五 前各号の事業に附帯する事業
- 六 前各号に掲げるもののほか、会社の目的を達成するために必要な事業
- 2 会社は、前項の事業の遂行に支障のない範囲内において、委託に基づき、飛行場の工事並びに飛行場に関する調査、測量、設計、試験及び研究を行うことができる。

3 会社は、第一項第六号又は前項の事業を行おうとするときは、あらかじめ国土交通大臣の認可を受けなければならない。

○ 日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）（抄）

（業務）

第二十三条 事業団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一〇五 (略)

六 共済法第二十条第一項に規定する短期給付を行うこと。

七 共済法第二十条第二項に規定する長期給付を行うこと。

八 共済法第二十六条第一項に規定する福祉事業を行うこと。

九 第一号から第五号までの業務に附帯する業務を行うこと。

2 事業団は、前項の規定により行う業務のほか、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)の規定による前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等、介護保険法(平成九年法律第百二十三号)の規定による納付金並びに国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)の規定による基礎年金拠出金の納付に関する業務を行う。

3 事業団は、前二項の規定により行う業務のほか、次の業務を行うことができる。

一 共済法第二十条第三項に規定する短期給付を行うこと。

二 共済法第二十六条第二項に規定する福祉事業を行うこと。

三 政令で定める災害により被害を受けた私立の専修学校又は各種学校(第一項第二号の業務の対象となるものを除く。)で政令で定めるものを設置する学校法人又は準学校法人に対し、同号に規定する資金を貸し付けること。